

○さいたま市水道局受水槽の設備設置基準

平成13年5月1日

水道部告示第8号

(目的)

第1条 この基準は、さいたま市水道局給水装置の構造及び材質の基準に関する規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第41号）第6条の規定に基づき、市から受水槽に給水を受ける場合に必要な事項を定め、もって給水装置の水圧変動に起因する事故、受水槽内の水質管理に起因する事故等の発生を防止し、及び給水装置等の安全性を確保することを目的とする。

（一部改正〔平成15年水道部告示17号・24年水道局告示15号〕）

(用語の定義)

第2条 この告示において「受水槽」とは、市の水道から受水するための水槽で、人の飲用に適するために水道法（昭和32年法律第177号）第4条に定める基準に適合する水質を維持することを目的とするものをいう。

（追加〔平成24年水道局告示15号〕）

(設置基準)

第3条 受水槽は、次の各号のいずれかに該当する場合に設置する。

- (1) 病院等に設置する場合で、災害、事故、工事、市が貸与する水道メーター（以下「メーター」という。）取替え等による水道の断減水時にも給水の確保が必要なとき。
- (2) 一時に多量な水を使用する場合、使用水量の変動が大きい場合等で、配水管等の水圧低下を引き起こすおそれがあるとき。
- (3) 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量及び水圧を必要とする場合
- (4) 有毒薬品を使用する工場等に設置する場合で、逆流によって配水管等の水を汚染するおそれがあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める場合

（一部改正〔平成24年水道局告示15号〕）

(設置位置、構造等)

第4条 受水槽を設置する場合は、次に定めるところによる。

- (1) 受水槽は、地上に設置すること。ただし、地上に設置することが困難である場合は、第6条第12号に定める措置を講じることにより地下室に設置することができる。

- (2) 受水槽の容量は、計画1日使用水量のおおむね10分の4から10分の6までを標準とすること。
- (3) 受水槽及び給水装置の耐震化に努めること。
- (4) 受水槽及び給水装置に逆流する構造でないこと。
- (5) 点検時及び清掃時に断水を行うことが困難な場合は、2槽式等の多槽式にするよう努めること。ただし、多槽式にする場合は、飲用以外の水（消火用水、雑用水、雨水、地下水、温泉水等をいう。）の水槽及び水道料金の算定等により別にする水槽を、隔壁で仕切り、又は複数の水槽を配管で連結する構造にしてはならない。
- (6) 異物の投入及び害虫の侵入が不可能な構造とすること。
- (7) 停電時、災害時等において、給水車等からの非常用給水の確保その他の対応が可能な構造とするよう努めること。
- (8) 停滞水の発生しない構造とすること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の2の4、昭和50年建設省告示第1597号及び水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条の規定を遵守すること。

（一部改正〔平成15年水道部告示2号・平成24年水道局告示15号・令和元年94号・3年104号〕）

（受水槽設置届等）

第5条 受水槽を設置しようとする者は、管理者に受水槽設置届（様式第1号）を提出するものとする。

2 受水槽を設置し、又は所有する者は、第8条の規定により当該受水槽に新たに市の水道以外から受水する場合、有効容量を変更する場合その他管理者が必要と認める場合は、管理者に受水槽設置届を改めて提出するものとする。

3 受水槽を廃止しようとする者は、管理者に受水槽廃止届（様式第2号）を提出するものとする。

（一部改正〔平成24年水道局告示15号〕）

（受水槽までの給水装置）

第6条 受水槽までの給水装置は、次に定めるところによる。

- (1) 給水管の立ち上がりは、地上から1.5メートルの高さとするよう努めること。
- (2) 配管内に空気溜まりのできない構造とすること。
- (3) 水道の断減水時に配管内の逆流のない構造とすること。

- (4) 管理者が別に定める基準に基づく直結給水システムとする場合の給水管の立ち上がりの高さは、第1号の規定にかかわらず、管理者との事前協議により定めること。この場合において、水圧低下時を考慮して給水管の立ち上がりを必要以上に高くしないこと。
- (5) 給水の落とし口は、逆流を防止するため、越流面との間に、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）第5条第1項第2号の規定による吐水口空間を確保すること。
- (6) ウォーターハンマーを発生させない構造とすること。
- (7) 給水の落とし口が口径25ミリメートル以上の場合、定水位弁（給水に使用される自動給水弁等をいう。以下同じ。）を設置すること。なお、給水の落とし口が口径25ミリメートル未満の場合であっても定水位弁を設置するよう努めること。
- (8) 定水位弁は流量調整型を設置し、管理者が別に定めるメーター選定基準表に基づき、メーターの機能を保護すること。また、メーター一つに対して複数の定水位弁を設置する場合は、定水位弁を1口径以上の減径を行うこと等によりメーターの機能を保護すること。
- (9) 有効容量が10立方メートル以上の受水槽を設置する場合は、受水槽内の水循環を良好にすること並びに定水位弁の保護、漏水の防止及び早期発見等を目的に電磁弁及び水位異常警報装置を設置すること。
- (10) 有効容量が10立方メートル未満の受水槽の設置に当たり電磁弁を設置しない場合は、水位調整式の副弁を使用すること等により、受水槽内の水循環を良好にし、及び定水位弁を保護すること。また、水位異常警報装置の設置等により、漏水の早期発見に対応できる構造とすること。
- (11) 電磁弁により受水制御をする場合は、副弁を設置し、ボールタップをバックアップ用として使用すること。
- (12) 第4条第1号ただし書の規定により、やむを得ず地下室に受水槽を設置する場合は、近隣への水圧の影響並びに地下室が水没した場合の配水管及び給水管への逆流を考慮し、地上に副受水槽を設置すること。ただし、副受水槽の設置と同様な機能を有する器具の使用等を代替とすることができる。
- (13) 停滞水等を防止するため必要以上にバイパス管を設置しないこと。
- (14) 前各号に掲げる事項を履行するうえで必要な器具等の機能を熟知し、及び適切な措置を講じるため、必要に応じて当該器具等のメーカーと協議を行うこと。

（一部改正〔平成24年水道局告示15号・令和3年104号〕）

(受水槽以外の水槽の設置)

第7条 消火用貯水槽、冷却水槽、汚水槽、薬品槽、槽の二次側で循環する構造になっている水槽その他の受水槽以外の水槽を設置する場合は、次に定めるところによる。

- (1) 市の水道から受水するための給水装置等と接続しないこと。
- (2) 吐水口は水槽の中に入らない構造とし、吐水口空間を2箇所確保すること。ただし、市の水道からのみ受水する水槽で6面点検できる構造であるものについて、適切な位置に適切な逆止弁及び吸気弁（バキュームブレーカー）を設置し、並びに適切な維持管理を行うことにより、常に逆流を防止できると認められるときは、吐水口空間を1箇所とすることができる。
- (3) 給水制御は、原則として手動による方式とすること。ただし、副弁を必要としない電磁弁による自動制御方式にすることを妨げないものとし、当該自動制御方式にする場合は、停電時に誤作動を起こさない構造であること。
- (4) オーバーフロー管を設け、他の機能を保護すること。この場合において、下水道管等から逆流する構造にしないこと。

(一部改正〔平成24年水道局告示15号〕)

(市の水道以外から受水する飲用の水との混合受水槽)

第8条 この告示に定めるもののほか、市の水道水と市の水道以外から受水する飲用のための水とが混合する受水槽の取扱いについては、管理者が別に定める。

(追加〔平成24年水道局告示15号〕)

附 則

この告示は、平成13年5月1日から施行する。

附 則 (平成15年1月24日水道部告示第2号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日水道部告示第17号)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月8日水道局告示第15号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日水道局告示第28号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年8月13日水道局告示第94号)

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年8月11日水道局告示第104号）

この告示は、公布の日から施行する。

別記様式 略